

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 8 月30日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー・ラドクリフ
(Geoffrey Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り 2 - 4 番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
ブラックロック・グローバル・ファンズ -
ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド
(BlackRock Global Funds - Next Generation Technology Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号に掲げ
る投資証券に類するもの）
クラス A 投資証券4,000万口を上限とする。
（上限見込額^{（注 1）}： 8 億360万アメリカ合衆国ドル（約1,082億
円））

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注 1）上限見込額は、便宜上、ブラックロック・グローバル・ファンズのネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・
ファンドのクラス A 投資証券の2022年 3 月末日現在の 1 口当たり純資産価格（20.09アメリカ合衆国ドル）に4,000万
口を乗じて算出した金額である。

（注 2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UF
J 銀行の2022年 7 月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル＝ 134.61円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書に変更があり2022年8月30日付で投資方針、分配方針および投資制限等が変更されますので、2022年2月28日に提出した有価証券届出書（2022年4月8日に提出した有価証券届出書の訂正届出書、2022年5月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書および2022年6月29日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

（2）外国投資法人の目的及び基本的性格

a．外国投資法人の目的および基本的性格

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドは、トータル・リターンを最大限にすることを追求する。サブ・ファンドは、少なくとも総資産の70%を、主たる経済活動が新規または新興のテクノロジーの研究、開発、産出および/または流通で構成される世界中の会社の株式に投資する。

（中略）

サブ・ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを活用することがある。

用いられるリスク管理方法：コミットメント・アプローチ

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドは、トータル・リターンを最大限にすることを追求し、環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）投資の原則に合致する方法で投資を行う。サブ・ファンドは、少なくとも総資産の70%を、主たる経済活動が新規または新興のテクノロジーの研究、開発、産出および/または流通で構成される世界中の会社の株式に投資する。

（中略）

サブ・ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを活用することがある。

サブ・ファンドの総資産は、後記「2 投資方針（1）投資方針」に詳述されるESG方針に基づいて投資される。

用いられるリスク管理方法：コミットメント・アプローチ

b．外国投資法人の特色

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドの投資証券は、すべて異なる手数料体系を表すクラスA投資証券、クラスAI投資証券、クラスC投資証券、クラスD投資証券、クラスDD投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスSI投資証券、クラスSR投資証券、クラス

X投資証券およびクラスZ投資証券に分類される。投資証券は、更に分配型と無分配型に分類される。無分配投資証券は配当金が支払われず、分配投資証券は配当金が支払われる。

(注1) 2021年12月末日現在において、サブ・ファンドに関し、クラスC投資証券、クラスD投資証券およびクラスJ投資証券は発行されていない。

(注2) サブ・ファンドでは、クラスS I投資証券は利用できない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

サブ・ファンドの投資証券は、すべて異なる手数料体系を表すクラスA投資証券、クラスA I投資証券、クラスC投資証券、クラスD投資証券、クラスD D投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスS I投資証券、クラスS R投資証券、クラスX投資証券、クラスZ投資証券およびクラスZ I投資証券に分類される。投資証券は、更に分配型と無分配型に分類される。無分配投資証券は配当金が支払われず、分配投資証券は配当金が支払われる。

(注1) 2021年12月末日現在において、サブ・ファンドに関し、クラスC投資証券、クラスD投資証券およびクラスJ投資証券は発行されていない。

(注2) サブ・ファンドでは、クラスS I投資証券およびクラスZ I投資証券は利用できない。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

各サブ・ファンドの具体的な投資目的および方針は、サブ・ファンドの設定時に取締役会により決定される。各サブ・ファンドの投資は、ファンドの英文目論見書に詳細が記載されている、許可される投資に従って行われる。

投資運用会社の裁量により、サブ・ファンドは、ヘッジ目的またはリスク管理目的のみならず総収益を増加するためにも金融派生商品および一定の為替戦略等の投資運用技法を利用することができる。サブ・ファンドは、それぞれの投資目的および方針に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することができる。

デリバティブ投資には、個別契約ならびにその他の固定金利、株式およびクレジット・デリバティブによる先物、オプション、差金決済取引、金融商品の先渡契約および当該契約にかかるオプション、モーゲージTBAおよびスワップ契約(クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。)が含まれる。別紙3には、各サブ・ファンドについて、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引に服する可能性がある純資産価額の割合の最大値と予想値が記載されている。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因(市況を含むが、これらに限定されない。)に依拠して、徐々に変化することがある。

投資運用会社の裁量により、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的の充足を促進するため、および/または効率的なポートフォリオ運用の一環として、証券金融取引を用いる。

(中略)

サブ・ファンドは、トータル・リターンを最大限にすることを追求する。サブ・ファンドは、少なくとも総資産の70%を、主たる経済活動が新規または新興のテクノロジーの研究、開発、産出および/または流通で構成される世界中の会社の株式に投資する。

(中略)

サブ・ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを活用することがある。

更に、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドには、以下の定義、投資ルールおよび投資制限が適用される。

(中略)

S F D R

(中略)

ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドは、第6条ファンドに分類される。

ブラックロック・グループは、関連する情報が入手可能な場合には、第三者のマネジャーを含む、委託先マネジャーのグッド・ガバナンス評価の枠組みを評価する。

ブラックロック・グループは、S F D Rに規定された期限までに、サブ・ファンドに関するサステナビリティへの主要な悪影響についての透明性の要件を遵守する方針である。

タクソノミー規則

第6条ファンドの場合

ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドを含む第6条ファンドの投資対象については、環境的に持続可能な経済活動に関するE Uの基準を考慮しない。

ストック・コネクト

(中略)

欧州議会および理事会の規則(E U) 2016 / 1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、E S M Aのウェブサイト(www.esma.europa.eu)において入手可能である。2019年9月1日現在、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載されている。

・ M S C Iリミテッド

・ I H Sマークイット・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド

・ I C Eデータ・インディシーズL L C

・ F T S Eインターナショナル・リミテッド

・ S & Pダウ・ジョーンズ・インディシーズL L C

・ S T O X Xリミテッド

・ S I Xフィナンシャル・インフォメーション・ノーディックA B

ベンチマーク規則登録簿に記載されていないベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則に規定された移行期間に基づきベンチマーク指数の提供を継続する。こうしたベンチマーク管理者は、移行期間が終了する2020年1月1日までに、ベンチマーク規則の要件に従い、ベンチマーク管理者としての認可または登録の申請書を提出することが予想される。運用会社は、ベンチマーク規則登録簿を注視し、変更がある場合には、上記の情報を次の機会に更新する。ファンドは、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合にファンドがとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、ファンドの登録上の事務所において請求に基づき無料で入手可能である。

ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド

用いられるリスク管理方法：コミットメント・アプローチ

ベンチマークの使用：サブ・ファンドはアクティブに運用されている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有しており、このプロセスにおいていかなるベンチマークによっても制約されない。投資者は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するためにM S C Iオール・カンTRIES・ワールド・インデックスを使

用すべきである。詳細については、指数提供業者のウェブサイト
(www.msci.com/acwi)を参照されたい。

<訂正後>

各サブ・ファンドの具体的な投資目的および方針は、サブ・ファンドの設定時に取締役会により決定される。各サブ・ファンドの投資は、ファンドの英文目論見書に詳細が記載されている、許可される投資に従って行われる。

投資顧問会社の裁量により、サブ・ファンドは、ヘッジ目的またはリスク管理目的のみならず総収益を増加するためにも金融派生商品および一定の為替戦略等の投資運用技法を利用する。サブ・ファンドは、それぞれの投資目的および方針に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することができる。

デリバティブ投資には、個別契約ならびにその他の固定金利、株式およびクレジット・デリバティブによる先物、オプション、差金決済取引、金融商品の先渡契約および当該契約にかかるオプション、モーゲージTBAおよびスワップ契約(クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。)が含まれる。別紙3には、各サブ・ファンドについて、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引に服する可能性がある純資産価額の割合の最大値と予想値が記載されている。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因(市況を含むが、これらに限定されない。)に依拠して、徐々に変化することがある。

投資顧問会社の裁量により、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的の充足を促進するため、および/または効率的なポートフォリオ運用の一環として、証券金融取引を用いる。

(中略)

サブ・ファンドは、トータル・リターンを最大限にすることを追求し、ESG投資の原則に合致する方法で投資を行う。サブ・ファンドは、少なくとも総資産の70%を、主たる経済活動が新規または新興のテクノロジーの研究、開発、産出および/または流通で構成される世界中の会社の株式に投資する。

(中略)

サブ・ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを活用することがある。

サブ・ファンドの総資産は、後記に詳述されるESG方針に基づいて投資される。

更に、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドには、以下の定義、投資ルールおよび投資制限が適用される。

(中略)

SFDR

(中略)

ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドは、第8条ファンドに分類される。

ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドを含む第8条ファンドおよび第9条ファンドのすべてについて、ブラックロック・グループは、関連するデータが利用可能な場合には、また対象となる投資の種類に応じて、SFDRに概説されているグッド・ガバナンスの基準に従って、対象となる企業への投資を評価している。これらの基準は、健全な経営体制、従業員との関係、従業員の報酬および税務コンプライアンスに関連するものである。ブラックロック・グループは、サブ・ファンドに適用される特定のESG戦略に応じて、対象となる発行体の持続可能性関連の特性の評価において、グッド・ガバナンスに関連するその他の要因を考慮することがある。

ブラックロック・グループは、関連する情報が入手可能な場合には、第三者のマネジャーを含む、委託先マネジャーのグッド・ガバナンス評価の枠組みを評価する。

ブラックロック・グループは、S F D Rに規定された期限までに、サブ・ファンドに関するサステナビリティへの主要な悪影響についての透明性の要件を遵守する方針である。

タクソノミー規則

第8条ファンドおよび第9条ファンドの場合(ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドを含む。)

第8条ファンドおよび第9条ファンドには、当該第8条ファンドおよび第9条ファンドのために選択された、タクソノミー規則第3条に基づく環境的に持続可能な経済活動(以下「環境的に持続可能な経済活動」という。)への投資の割合(タクソノミー規則の定義する実現活動(enabling activities)および移行活動(transitional activities)の割合の詳細を含む。)を開示することが義務づけられる。

技術審査基準(T S C)は、2021年12月9日に最終決定がなされ(最初の二つのタクソノミー環境目標である気候変動の緩和および気候変動への適応に関するものである。)、残る四つのタクソノミー環境目標はまだ施行されていない。これらの詳細な基準は、各投資について、複数の具体的なデータポイントが利用可能であることを必要とする。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループがT S Cを用いた投資評価を行うことを可能とする、信頼できて適時かつ検証可能で利用可能データは十分に存在しない。

更に、環境的に持続可能な投資の割合の計算方法およびこれらの開示のためのテンプレートを定める、S F D Rに基づく規制技術基準(R T S)は、まだ効力発生していない。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループは、サブ・ファンドのタクソノミー適合性について標準化された比較可能な開示を提供することができない。

ブラックロック・グループは、タクソノミー規則第9条に定める環境目標について、ならびに当該第8条ファンドおよび第9条ファンドの投資対象がどのように、またどの程度、環境的に持続可能な経済活動に関連するかについて、信頼できるデータを自らが収集することはできないと考えている。したがって、これらの第8条ファンドおよび第9条ファンドは、上記で言及された活動への投資を行うことができるものの、現在のところ、環境的に持続可能な経済活動に関するE Uの基準に沿った投資対象に、その資産の0%を超えて投資を行うことを約束するものではない。

ブラックロック・グループは、状況を積極的に注視しており、サブ・ファンドの投資に関する信頼できて適時かつ検証可能なデータを十分に入手したと(その裁量により)評価した際には、上記の点について更新するものとし、その際には英文目論見書または関連ある補足書類を適宜更新する。より詳細な情報については、ウェブサイト(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/prospectus/eu-taxonomy.pdf>)を参照のこと。

ブラックロックE M E Aベースライン・スクリーン・ポリシー

ベースライン・スクリーン・ポリシーがサブ・ファンドに適用される場合、投資顧問会社は、以下を含むがこれらに限定されない特定のセクター(特定の収益基準が設定される場合もある。)にエクスポージャーまたは関連を有すると投資顧問会社が判断する法人発行体に対する直接投資(該当する場合)を制限および/または除外することを追求する。

() 論争となっている兵器の製造

() 一般市民への小売を目的とした銃器または小火器弾薬の販売または製造

() 特定の種類の化石燃料の抽出および/またはそれらを原料とした発電

() たばこ製品の生産またはたばこ関連製品に関する特定の活動

() 深刻な論争に巻き込まれているか、または自身の商慣行および企業活動に関する世界的に認められた規範に違反していると見なされる企業

投資顧問会社は、E S G基準の分析を行うために、投資顧問会社および／もしくはその関連会社が社内で作成したデータ、または1社もしくは複数の第三者E S G調査会社が提供したデータを使用することがある。

投資時点で適合していた既存の持分がその後不適格となった場合、合理的な期間内に売却される。

E S Gファンドは、上記のE S G基準を充足しない発行体に対して限定的なエクスポージャー（世界中の政府および機関が発行したデリバティブ、現金および現金同等物、集団投資スキーム（C I S）の投資証券または受益証券、ならびに固定利付証券を含むが、これらに限定されない。）を取得することがある。

投資顧問会社が随時適用する制限および／または除外（特定の限界基準を含む。）の完全なリストについては、ウェブサイト（<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-in-europe-middleeast-and-africa.pdf>）を参照のこと。

投資顧問会社は、データが改善され、このテーマに関する研究がより多く利用可能になるにつれて、ブラックロックE M E Aベースライン・スクリーン・ポリシーが徐々に進化していくと考えている。完全なリストは、投資顧問会社の裁量により随時修正され、（それにより本項の記載が変更される場合を除いて）投資主に通知されることなく実施されることがある。

ストック・コネクト

（中略）

欧州議会および理事会の規則（E U）2016 / 1011（以下「ベンチマーク規則」という。）

（中略）

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、E S M Aのウェブサイト（www.esma.europa.eu）において入手可能である。2019年9月1日現在、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載されている。

- ・ I H Sマークイット・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド
- ・ I C Eデータ・インディシーズL L C
- ・ F T S Eインターナショナル・リミテッド
- ・ S & Pダウ・ジョーンズ・インディシーズL L C
- ・ S T O X Xリミテッド
- ・ S I Xフィナンシャル・インフォメーション・ノーディックA B

M S C Iリミテッドは現在移行中であり、2024年1月1日以降はE Uにおいてベンチマーク規則の要件に従い認可を受ける必要がある。運用会社は、ベンチマーク規則登録簿を注視し、変更がある場合には、上記の情報を次の機会に更新する。ファンドは、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合にファンドがとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、ファンドの登録上の事務所において請求に基づき無料で入手可能である。

ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド

用いられるリスク管理方法：コミットメント・アプローチ

E S G方針： 投資対象の企業は、E S G要因に関連するリスクおよび投資機会を管理する能力、ならびにE S Gを取り巻く長期的な課題およびそれが当該企業の財務成績に与える潜在的な影響を戦略的に管理する能力等に基づいて、投資顧問会社によって評価される。

投資顧問会社は、E S Gリスクが高い、二酸化炭素排出量が多い、および物議をかもし事業活動を行っていると考ええるすべての企業について、強化された分析を行う。かかる状況下において、投資顧問会社は、それらの企業のE S G信頼性を改善するため、それらの企業と議論するための課題を決定することがある。この分析を行うため、投資顧問

会社は、そのファンダメンタルズの洞察結果を用い、また外部のESGデータ提供者から提供されたデータおよび独自のモデルを利用することがある。

サブ・ファンドは、投資ユニバース内の企業について、ブラックロックE M E Aベースライン・スクリーン・ポリシーという排除スクリーニングを適用する。次に、投資顧問会社は、独自の「ファンダメンタル・インサイト」手法（以下「手法」という。詳細は、<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-in-europe-middleeast-and-africa.pdf>を参照されたい。）を適用し、除外スクリーニングによって除外されたものの、「移行期」にあり長期的にサステイナビリティ基準を満たすことに注力している、または手法の要件に従って他の基準を他の方法で満たしている企業であるとして投資に適していると考える企業を見極める。手法は、投資顧問会社、その関連会社および／または一もしくは複数の外部リサーチ提供者が作成した定量的および定性的インプットを使用する。サブ・ファンドは、手法の定める投資基準を満たす企業であると投資顧問会社が見極め、手法に従って承認された企業に投資することができる。かかる企業は、定期的に見直される。ある企業が手法の基準を満たしていない（全体的であると一部であるとを問わず、またいかなる時点においても）、または投資顧問会社との関係が十分でないと投資顧問会社が判断した場合、サブ・ファンドは手法に従って当該企業への投資の売却を検討する。サブ・ファンドによるESGコミットメントの詳細については、前記のSFDRの開示を参照されたい。

ベンチマークの使用：サブ・ファンドはアクティブに運用されている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有しており、このプロセスにおいていかなるベンチマークによっても制約されない。投資者は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するためにMSCIオール・カンTRIES・ワールド・インデックスを使用すべきである。詳細については、指数提供者のウェブサイト（www.msci.com/acwi）を参照されたい。

（３）分配方針

< 訂正前 >

（前略）

配当の計算

（中略）

基準額以上分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。 配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることもある。 配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。
--------------	---

収益が費用込みで分配される分配型投資証券も総収益分配型投資証券として分類される。総収益分配型投資証券が発行された場合、上記の計算方法は、収益は費用込みで分配されることを反映するために修正される。総収益分配型投資証券は、エクイティ・インカム・ファンドに関して発行される既定の投資証券クラスである。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

配当の計算

（中略）

基準額以上分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。 配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。 配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。
基準額以上純実現キャピタル・ゲイン分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。 配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。 配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。

収益が費用込みで分配される分配型投資証券も総収益分配型投資証券として分類される。総収益分配型投資証券が発行された場合、上記の計算方法は、収益は費用込みで分配されることを反映するために修正される。総収益分配型投資証券は、エクイティ・インカム・ファンドに関して発行される既定の投資証券クラスである。

（後略）

（４）投資制限

< 訂正前 >

（前略）

- 2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1.6に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

（中略）

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資運用会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資運用会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

（後略）

<訂正後>

(前略)

- 2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1.6に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

(中略)

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資顧問会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資顧問会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

特別リスク考察

(中略)

特別リスク

流動性リスク

(中略)

また、流動性リスクには、負荷のかかった市況、通常とは異なる大量の買戻請求、またはその他投資運用会社のコントロールできない要因により、サブ・ファンドが買戻しの延期、現物による買戻し、または取引の停止をせざるを得なくなるリスクも含まれる。詳細は、後記「6 手続等の概要」および「7 管理及び運営の概要」ならびに「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等」および「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 1 口当たり純資産価格の計算の停止」を参照のこと。買戻請求に応じるために、サブ・ファンドは、投資対象を不利な時期および/または状況で売却せざるを得ないことがあり、それにより、投資証券の価値に悪影響が及ぶことがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

特別リスク考察

(中略)

特別リスク

流動性リスク

(中略)

また、流動性リスクには、負荷のかかった市況、通常とは異なる大量の買戻請求、またはその他投資顧問会社のコントロールできない要因により、サブ・ファンドが買戻しの延期、現物による買戻し、または取引の停止をせざるを得なくなるリスクも含まれる。詳細は、後記「6 手続等の概要」および

「 7 管理及び運営の概要」ならびに「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等」および「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 1 口当たり純資産価格の計算の停止」を参照のこと。買戻請求に応じるために、サブ・ファンドは、投資対象を不利な時期および/または状況で売却せざるを得ないことがあり、それにより、投資証券の価値に悪影響が及ぶことがある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本国外

(中略)

ルクセンブルグ

(中略)

英文目論見書の日付現在およびその後の投資者の加入時にファンドの了知するルクセンブルグの法律、規制および税法上の規定を基準に、クラスⅠ投資証券、クラスⅡ投資証券およびクラスⅩ投資証券には、税率0.01%の軽減税率が適用される。ただし、かかる判定は、随時関係当局が行う機関投資家の地位についての解釈に従う。投資家の地位について当局が行う分類により、すべてのクラスⅠ投資証券、クラスⅡ投資証券およびクラスⅩ投資証券に0.05%の税金が課される可能性がある。

(中略)

連合王国

(中略)

ファンドは、サブ・ファンドの資産を、概ね、取引のためではなく、投資のために保有する意向を有している。連合王国歳入税関庁(以下「HMRC」という。)が、連合王国税法上ファンドが取引を構成すると主張する場合であっても、この点に関して保証はないものの投資運用控除(以下「IME」という。)の条件が合致する見込みである。IMEの要件が充足されると仮定して、サブ・ファンドは、自己の投資について獲得した収益/利益に関して連合王国の課税に服さないことを要する(すべての投資家が本来的に連合王国の課税を受ける所得に関する場合を除く。)。これは、サブ・ファンドが保有する投資対象が、投資運用会社(特定取引)レギュレーションズ2009に定義される「特定取引」の定義を充足することに基づいている。この点に関して保証はないものの、サブ・ファンドが保有する資産が「特定取引」の定義に合致する見込みである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本国外

(中略)

ルクセンブルグ

(中略)

英文目論見書の日付現在およびその後の投資者の加入時にファンドの了知するルクセンブルグの法律、規制および税法上の規定を基準に、クラスⅠ投資証券、クラスⅡ投資証券、クラスⅩ投資証券およびクラスⅡⅠ投資証券には、税率0.01%の軽減税率が適用される。ただし、かかる判定は、随時関係当局が行う機関投資家の地位についての解釈に従う。投資家の地位について当局が行う分類により、すべ

てのクラスⅠ投資証券、クラスⅡ投資証券、クラスⅩ投資証券およびクラスⅡⅠ投資証券に0.05%の税金が課される可能性がある。

(中略)

連合王国

(中略)

ファンドは、サブ・ファンドの資産を、概ね、取引のためではなく、投資のために保有する意向を有している。連合王国歳入税関庁(以下「HMRC」という。)が、連合王国税法上ファンドが取引を構成すると主張する場合であっても、この点に関して保証はないものの投資運用控除(以下「IME」という。)の条件が合致する見込みである。IMEの要件が充足されると仮定して、サブ・ファンドは、自己の投資について獲得した収益/利益に関して連合王国の課税に服さないことを要する(すべての投資家が本来的に連合王国の課税を受ける所得に関する場合を除く。)。これは、サブ・ファンドが保有する投資対象が、投資顧問会社(特定取引)レギュレーションズ2009に定義される「特定取引」の定義を充足することに基づいている。この点に関して保証はないものの、サブ・ファンドが保有する資産が「特定取引」の定義に合致する見込みである。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

海外における販売手続等

< 訂正前 >

（前略）

クラスA投資証券、クラスA I投資証券、クラスD投資証券、クラスD D投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスS I投資証券、クラスS R投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券

クラスA投資証券、クラスA I投資証券、クラスD投資証券、クラスD D投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスS I投資証券、クラスS R投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券は、通常その純資産価格で取得または買い戻される。価格は、適宜、（ ）当初手数料、（ ）販売手数料および（ ）限られた状況で、財務手数料および取引コストを反映するための調整を含むことがある。

（中略）

申込み

当初投資証券申込みは、名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに対しなされなくてはならない。特定の販売会社は、投資主に、特定の販売会社を通じて名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに対して進んで、申込みのための指示書を提出させることができる。すべての投資証券の当初申込みは、申込用紙を記入完成させ、名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに返送しなければならない。申込用紙の原本を提出することの不履行は、取引の完結を遅延させ、結果的に該当する投資証券の続く取引に影響する。投資証券の継続申込みは、書面またはファックスで行われることもあり、運用会社は、その単独裁量により、その他の電子的通信手法により提出された個別の取引注文を受諾することができる。申込みの際投資証券のクラスを特定しない投資者はクラスA無分配投資証券を希望したものとみなされる。

（中略）

最低申込み

あるサブ・ファンドのあらゆるクラスの投資証券について、当初申込みの最低額は、現在5,000米ドルである（最低申込額が2万5,000米ドルであるクラスA I投資証券、最低申込額が10万米ドルであるクラスD投資証券、最低申込額が100万米ドルであるクラスD D投資証券、最低申込額が1,000万米ドルであるクラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券、最低申込額が5,000万米ドルであるクラスS投資証券およびクラスS R投資証券、ならびに最低申込額が10億米ドルであるクラスS I投資証券を除く。）。いずれの場合においても、最低申込額は関連する取引通貨の相当額によっても受理される。あるサブ・ファンドのあらゆるクラスの投資証券について既に保有している投資証券の追加購入の最低単位は、1,000米ドルまたは当該取引通貨でおおよそ1,000米ドル相当額である。これらの最低単位は、特定の場合もしくは販売会社に応じてまたは一般的に修正されることがある。現在の最低単位の詳細は各地のインベスター・サービシング・チームから入手可能である。

（後略）

<訂正後>

（前略）

クラスA投資証券、クラスA I投資証券、クラスD投資証券、クラスD D投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスS I投資証券、クラスS R投資証券、クラスX投資証券、クラスZ投資証券およびクラスZ I投資証券

クラスA投資証券、クラスA I投資証券、クラスD投資証券、クラスD D投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスS I投資証券、クラスS R投資証券、クラスX投資証券、クラスZ投資証券およびクラスZ I投資証券は、通常その純資産価格で取得または買い戻される。価格は、適宜、（ ）当初手数料、（ ）販売手数料および（ ）限られた状況で、財務手数料および取引コストを反映するための調整を含むことがある。

（中略）

申込み

当初投資証券申込みは、名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに對しなされなくてはならない。特定の販売会社は、投資主に、特定の販売会社を通じて名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに対して進んで、申込みのための指示書を提出させることができる。すべての投資証券の当初申込みは、申込用紙を記入完成させ、名義書換事務代行会社宛にファックスで、または各地のインベスター・サービシング・チーム宛に電子メールで送信した後、原本を郵送にて返送しなければならない。申込用紙の原本および要求される反マネー・ロンダリング関連のすべての書類を提出しない場合、取引の完結を遅延させ、結果的に該当する投資証券の爾後の取引に影響する。投資証券の継続申込みは、ストレート・スルー・プロセス（STP）を通じた電子的手法またはファックス（追って原本を郵送）で行われることもあり、運用会社は、その単独裁量により、その他の電子的通信手法により提出された個別の取引注文を受諾することができる。申込みの際投資証券のクラスを特定しない投資者はクラスA無分配投資証券を希望したものとみなされる。

（中略）

最低申込み

当初申込みの最低額は、クラスA投資証券、クラスC投資証券およびクラスE投資証券につき現在5,000米ドル、クラスA I投資証券につき2万5,000米ドル、クラスD投資証券につき10万米ドル、クラスD D投資証券につき100万米ドル、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券につき1,000万米ドル、クラスZ I投資証券につき2,500万米ドル、クラスS投資証券およびクラスS R投資証券につき5,000万米ドル、ならびにクラスS I投資証券につき10億米ドルである。いずれの場合においても、最低申込額は関連する取引通貨の相当額によっても受理される。あるサブ・ファンドのあらゆるクラスの投資証券について既に保有している投資証券の追加購入の最低単位は、1,000米ドルまたは当該取引通貨でおおよそ1,000米ドル相当額である。これらの最低単位は、特定の場合同しくは販売会社に応じてまたは一般的に修正されることがある。現在の最低単位の詳細は各地のインベスター・サービシング・チームから入手可能である。

（後略）

2 買戻し手続等

海外における買戻し手続等

<訂正前>

記名投資証券の買戻しの指示は、通常、名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チーム宛のファックスまたは書面により行われ、運用会社は、その単独裁量により、その他の電子的通信手法により提出された個別の取引注文を受諾することができる。特定の販売会社は、投資主に、特定の販売会社を通じて名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに対して進んで買戻しのための指示書を提出させることができる。それらはまた書面で名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに渡され、またはファックスでなされる場合には、特定の銀行口座への買戻代金の支払のための指示を含む包括的放棄およびファックス免責事項について合意されない限り、名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに（ファックス指示について）書面による確認を郵送することになる。書面による確認の不履行は、取引の決済を遅延することもある。書面による買戻請求（または当該請求の書面による確認）は、投資主の名前および住所、サブ・ファンド名、クラス（分配型投資証券および無分配型投資証券を含む。）および買い戻される投資証券の価額または口数、完全な決済指示を含まねばならず、すべての投資主の署名が必要である。買戻請求者の口座残高または保有投資証券数を上回る現金額または投資証券口数に対して買戻請求が行われる場合、当該請求は、自動的に当該請求者の口座にある全投資証券の買戻注文として取り扱われる。

（中略）

決済

（中略）

投資証券の買戻代金の支払は、投資主の費用での投資主の銀行口座への電信送金で行われる。EUに銀行口座を有する投資者は、所有口座のIBAN（国際銀行口座番号）およびBIC（金融機関識別コード）を提供しなければならない。

運用会社は、投資主の事前の同意を条件とし、かつ最低取引額および最低保有額に従ったうえで、買い戻される投資証券の価格（クラスC投資証券の場合には、該当するCDSCを差し引く。）に等しい価額（後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価 1 口当たり純資産価格の決定 純資産価額および価格決定」において言及される方法で計算される。）の関連するサブ・ファンドのポートフォリオから投資対象を投資者に割り当てることによって、現物で買戻代金を支払うことができる。かかる場合に譲渡される資産の性質および種類は、衡平法に基づき、同じクラスの投資証券の他の保有者の利益を害することなく決定され、当該取引日に評価される。ルクセンブルグの法律に従い、かかる評価は、監査人の特別報告の対象となることがある。現物による申込みおよび買戻しは、対象の資産によっては取引税が課されることがある。現物買戻しの場合、これらの税金は投資者が負担する。投資者は、自らの保有する投資証券のこのような方法による買戻しに関し、自らの市民権のある国または居住地もしくは所在地とする国の法律に基づく税務上の影響について承知しておくべきであり、適宜専門家に相談すべきである。投資者は、課税の水準および基準ならびに課税からの免除は変更され得ることに留意すべきである。

（中略）

最低取引・保有額

ファンドは、1,000米ドル未満もしくは関連ある取引通貨の適切な相当額未満の価額を有する、関連あるクラス投資証券の保有額の一部に関して買戻しが指示される場合、または買戻しにより当該保有額が、5,000米ドル未満（当初申込金額が保有されているため継続的最低保有額の定めのないクラスD投資証券、クラスDD投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスSI投資証券、クラスSR投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券を除く。）になるような場

合、買戻指示に従うことを拒否することができる。これらの最低金額は、特定の場合もしくは特定の販売会社について、または一般に変更することがある。上記の現行最低金額の変更の詳細は、各地のインベスター・サービシング・チームから入手することができる。

(後略)

< 訂正後 >

記名投資証券の買戻しの指示は、通常、承認されたストレート・スルー・プロセス (S T P) 事業者を通じて電子的手法で行われる。当該手法が使用できない場合は、名義書換事務代行会社宛のファックス (追って原本を郵送)で行うことができ、また、運用会社は、その単独裁量により、その他の電子的通信手法により提出された個別の取引注文を受諾することができる。ファックスによる指示を行った場合には、同日の締切時刻までに、各地のインベスター・サービシング・チームに電子メールまたは電話により都度連絡し、名義書換事務代行会社がファックスによる当該指示を受領したことを確認しなければならない。特定の販売会社は、投資主が、当該販売会社を通じて名義書換事務代行会社に対する買戻しのための指示書を提出することを許容することができる。指示書は、原本を名義書換事務代行会社に提出することもでき、また、ファックス (追って各地のインベスター・サービシング・チームへの電話または電子メールにより確認) (特定の銀行口座への買戻代金の支払の指示を含む包括的な放棄およびファックス免責事項について同意された場合を除く。) により提出することもできる。原本による確認の不履行は、取引の決済を遅延することもある。買戻請求は、投資主の名前および住所、サブ・ファンド名、クラス (分配型投資証券および無分配型投資証券を含む。) および買い戻される投資証券の価額または口数、完全な決済指示を含まねばならず、名義書換事務代行会社に提出された最新の署名権者一覧 (A S L) に従った署名が必要である。買戻請求者の口座残高または保有投資証券数を上回る現金額または投資証券口数に対して買戻請求が行われる場合、当該請求は、自動的に当該請求者の口座にある全投資証券の買戻注文として取り扱われる。

(中略)

決済

(中略)

投資証券の買戻代金の支払は、投資主の費用での投資主の銀行口座への電信送金で行われる。E U に銀行口座を有する投資者は、所有口座の I B A N (国際銀行口座番号) および B I C (金融機関識別コード) を提供しなければならない。

取締役会は、投資主の事前の同意を条件とし、かつ最低取引額および最低保有額に従ったうえで、買い戻される投資証券の価格 (クラス C 投資証券の場合には、該当する C D S C を差し引く。) に等しい価額 (後記「第 3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 1 口当たり純資産価格の決定 純資産価額および価格決定」において言及される方法で計算される。) の関連するサブ・ファンドのポートフォリオから投資対象を投資者に割り当てることによって、現物で買戻代金を支払うことができる。かかる場合に譲渡される資産の性質および種類は、衡平法に基づき、同じクラスの投資証券の他の保有者の利益を害することなく決定され、当該取引日に評価される。ルクセンブルグの法律に従い、かかる評価は、監査人の特別報告の対象となることがある。現物による申込みおよび買戻しは、対象の資産によっては取引税が課されることがある。現物買戻しの場合、これらの税金は投資者が負担する。投資者は、自らの保有する投資証券のこのような方法による買戻しに関し、自らの市民権のある国または居住地もしくは所在地とする国の法律に基づく税務上の影響について承知しておくべきであり、適宜専門家に相談すべきである。投資者は、課税の水準および基準ならびに課税からの免除は変更され得ることに留意すべきである。

(中略)

最低取引・保有額

ファンドは、1,000米ドル未満もしくは関連ある取引通貨の適切な相当額未満の価額を有する、関連あるクラス投資証券の保有額の一部に関して買戻しが指示される場合、または買戻しにより当該保有額が、5,000米ドル未満（当初申込金額が保有されているため継続的最低保有額の定めのないクラスD投資証券、クラスDD投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスSI投資証券、クラスSR投資証券、クラスX投資証券、クラスZ投資証券およびクラスZI投資証券を除く。）になるような場合、買戻し指示に従うことを拒否することができる。これらの最低金額は、特定の場合もしくは特定の販売会社について、または一般に変更することがある。上記の現行最低金額の変更の詳細は、各地のインベスター・サービシング・チームから入手することができる。

（後略）

3 乗換え手続等

海外市場における乗換え

<訂正前>

（前略）

乗換への指示

記名投資証券の乗換への指示は、通常、名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チーム宛の書面またはファックス（ファンドが受領可能な書式による。）により行われ、運用会社は、その単独裁量により、その他の電子的通信手法により提出された個別の乗換注文を受諾することができる。ファックスにより行われた指示については、名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームへ郵送で送付される書面による確認書を必要とする。適切な書面による確認書の提供が行われない場合、乗換えは遅延することがある。特定の販売会社は、投資主に、特定の販売会社を通じて名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに対して進んで乗換えのための指示書を提出させることができる。それらはファックスまたは書面で名義書換事務代行会社または各地のインベスター・サービシング・チームに送られる。書面による乗換請求（または当該請求確認書）には、投資主の氏名および住所、サブ・ファンド名、クラス（分配型投資証券および無分配型投資証券を含む。）ならびに買い戻される投資証券の価額または投資証券口数および乗り換えられるサブ・ファンド名（および一つ以上の通貨が可能なサブ・ファンドの場合取引通貨の選択）および英国報告ファンドの投資証券か否かを記載することを要する。乗換えに係るサブ・ファンドが異なる取引通貨の場合、通貨はその乗換えが有効な取引日の関連する為替レートで換算される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

乗換への指示

記名投資証券の乗換への指示は、通常、承認されたストレート・スルー・プロセス（STP）事業者を通じて電子的手法で行われる。当該手法が使用できない場合は、名義書換事務代行会社宛のファックス（追って原本を郵送）で行うことができ、また、運用会社は、その単独裁量により、その他の電子的通信手法により提出された個別の乗換注文を受諾することができる。ファックスによる指示を行った場合には、同日の締切時刻までに、各地のインベスター・サービシング・チームに電子メールまたは電話により都度連絡し、名義書換事務代行会社がファックスによる当該指示を受領したことを確認しなければならない。適切な原本による確認が行われない場合、乗換えは遅延することがある。特定の販売会社は、投資主が、当該販売会社を通じて名義書換事務代行会社に対する乗換えのための指示書を提出することを許容することができる。指示書は、原本を名義書換事務代行会社に提出することもできる。乗換請求（または当該請求確認書の原本）には、投資主の氏名および住所、サブ・ファンド名、クラス（分配型投資証券および無分配型投資証券を含む。）ならびに買い戻される投資証券の価額または投資証券

口数および乗り換えられるサブ・ファンド名(および一つ以上の通貨が可能なサブ・ファンドの場合取引通貨の選択)および英国報告ファンドの投資証券か否かを記載することを要する。乗換えに係るサブ・ファンドが異なる取引通貨の場合、通貨はその乗換えが有効な取引日の関連する為替レートで換算される。

(後略)

第3 管理及び運営

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

(g) 投資証券を譲渡する権利

(中略)

記名投資証券の譲渡は、通常、名義書換事務代行会社に対する適切な形式の譲渡証書の交付により実行される。投資証券の譲渡により、譲渡人または譲受人が所定の最低保有額を下回る投資証券しか保有しないことになる場合、取締役会は、残余の保有分についても買い戻しを要求することができる。現在の最低保有額は5,000米ドルまたは相当額とする。ただし、クラスD投資証券、クラスDD投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスSI投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券(一度当初申込みが行われた場合、最低保有額の定めはない。)を除く。

(後略)

< 訂正後 >

（前略）

（g）投資証券を譲渡する権利

（中略）

記名投資証券の譲渡は、通常、名義書換事務代行会社に対する適切な形式の譲渡証書の交付により実行される。投資証券の譲渡により、譲渡人または譲受人が所定の最低保有額を下回る投資証券しか保有しないことになる場合、取締役会は、残余の保有分についても買い戻しを要求することができる。現在の最低保有額は5,000米ドルまたは相当額であり、クラスZ I 投資証券については2,500万米ドルである。ただし、クラスD 投資証券、クラスD D 投資証券、クラスI 投資証券、クラスJ 投資証券、クラスS 投資証券、クラスS I 投資証券、クラスX 投資証券およびクラスZ 投資証券（一度当初申込みが行われた場合、最低保有額の定めはない。）を除く。

（後略）

第四部 特別情報

第3 その他

交付目論見書の概要

< 訂正前 >

（前略）

投資方針 投資目的	サブ・ファンドは、 <u>トータル・リターンを最大限にすることを追求します。</u> サブ・ファンドは、少なくとも総資産の70%を、主たる経済活動が新規または新興のテクノロジーの研究、開発、産出および／または流通で構成される世界中の会社の株式に投資します。
--------------	--

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

投資方針 投資目的	サブ・ファンドは、 <u>トータル・リターンを最大限にすることを追求し、環境・社会・ガバナンス（ESG）投資の原則に合致する方法で投資を行います。</u> サブ・ファンドは、少なくとも総資産の70%を、主たる経済活動が新規または新興のテクノロジーの研究、開発、産出および／または流通で構成される世界中の会社の株式に投資します。
--------------	---

（後略）

別紙 1

定 義

<訂正前>

(前略)

「ブラックロック E M 関連サブ・ファンドにつき、その投資目的および投資方針に記載のある場合、
E A 投資顧問会社が適用する制限および / または除外事項をいう。ウェブサイト
ベースライン・スク (<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-ineurope-middleeast-and-africa.pdf>) において入手可能である。

(中略)

「C I B M ファンド」 アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S G アジアン・ボンド・ファンド、E S G グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E S G フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、E S G マルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、E S G グローバル・ボンド・インカム・ファンド、E S G グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、U S ドル・ボンド・ファンド、U S ドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

「中国証券監督管理委中国証券監督管理委員会、またはその継承者となる中国における有価証券および先物市場の監督機関をいう。

「C S R C」

（中略）

「R Q F I I アクセス・ファンド」

アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リー
ダーズ・ファンド、アジアン・ハイ・イールド・ボンド・
ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・
ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、アジア
ン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・イン
パクト・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・オン
ショア・ボンド・ファンド、システムチック・チャイナ・A
株式・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・フレキシ
ブル・エクイティ・ファンド、エマージング・マーケッツ・
ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S G アジア
ン・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンドおよび
マルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。

（中略）

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・サステイナブル・エクイティ・ファンド、フィンテック・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エスレート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(中略)

「サステイナブル投資」または
「持続可能な投資」

適用法令を考慮した上でブラックロック・グループが持続可能な(サステイナブル)投資と思料する投資をいう。

(中略)

「英国報告ファンド」

2009年11月に連合王国政府が制定した規則2009 / 3001 (オフショア・ファンド (タックス) レギュレーションズ2009) は、オフショア・ファンドへの投資の課税について枠組みを規定するものであり、またファンドが報告制度を選択するか (以下「英国報告ファンド」という。) 否か (以下「非英国報告ファンド」という。) を参照することにより運営する。英国報告ファンド制度のもと、英国報告ファンドへの投資者は、サブ・ファンドにおける自己の持分に帰属する英国報告ファンドの所得の割当分について、分配されるか否かにかかわらず、課税されるが、自己の持分の処分に係る利益は、キャピタル・ゲイン税を課される。

英国報告ファンド制度は、2010年9月1日以降ファンドに適用されている。

現時点において英国報告ファンドの地位を有するサブ・ファンドのリストは、
<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>において入手可能である。

<訂正後>

(前略)

「ブラックロック E M 関連サブ・ファンドにつき、その投資目的および投資方針に記載のある場合、E A 投資顧問会社が適用する制限および / または除外事項をいう。ウェブサイトベースライン・スク (<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-in-europe-middle-east-and-africa.pdf>) において入手可能である。

(中略)

「CIBMFund」 アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、サステイナブル・アジアン・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、サステイナブル・フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、サステイナブル・グローバル・ボンド・インカム・ファンド、USドル・ボンド・ファンド、USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

「CIS」 集団投資スキームをいう。

「中国証券監督管理委中国証券監督管理委員会、またはその継承者となる中国における有価証券および先物市場の監督機関をいう。

「CSRC」

（中略）

「RQFII アクセアジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、サステイナブル・アジアン・ボンド・ファンドおよびシステムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンドをいう。

（中略）

「ストック・コネクアジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴ
ン・ファンド」
ン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マル
チアセット・インカム・ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・
ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファン
ド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・イノベーション・ファン
ド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、クライメイト・アクション・エク
イティ・ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド、
ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・エク
イティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ファンド、エマー
ジング・マーケット・サステイナブル・エクイティ・ファンド、ESGグロー
バル・コンサバティブ・インカム・ファンド、ESGグローバル・マルチア
セット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィンテッ
ク・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オ
ブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グ
ローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・
インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、グ
ローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、マルチ・テーマ・エ
クイティ・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカ
ム・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネク
スト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファン
ド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・
インフラストラクチャー・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オ
ポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハ
イ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・
ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・
ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・
ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステー
ト・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドを
いう。

(中略)

「サステイナブル投適用法令を考慮した上でブラックロック・グループが持続可能な(サステイナ
ブル)投資と思料し、重大な悪影響を及ぼさないと評価する投資をいう。

「持続可能な投資」

(中略)

「英国報告ファンド」 2009年11月に連合王国政府が制定した規則2009 / 3001 (オフショア・ファンド (タックス) レギュレーションズ2009) は、オフショア・ファンドへの投資の課税について枠組みを規定するものであり、またファンドが報告制度を選択するか (以下「英国報告ファンド」という。) 否か (以下「非英国報告ファンド」という。) を参照することにより運営する。英国報告ファンド制度のもと、英国報告ファンドへの投資者は、サブ・ファンドにおける自己の持分に帰属する英国報告ファンドの所得の割当分について、分配されるか否かにかかわらず、課税されるが、自己の持分の処分に係る利益は、キャピタル・ゲイン税を課される。

英国報告ファンド制度は、2010年9月1日以降ファンドに適用されている。

現時点において英国報告ファンドの地位を有するサブ・ファンドのリストは、

<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-fund>において入手可能である。

別紙 2

委託保管銀行のリスト

< 訂正前 >

(前略)

国名	委託会社
----	------

(中略)

ベルギー	シティバンク・ヨーロッパ P L C、連合王国支店
------	---------------------------

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

国名	委託会社
----	------

(中略)

ベルギー	シティバンク・ヨーロッパ P L C、連合王国支店 <u>ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン</u>
------	---

(後略)

別紙 3

証券金融取引に関する情報開示書

< 訂正前 >

総論

サブ・ファンドの投資目的の達成を促進するため、および／または効率的なポートフォリオ運用の一環として、サブ・ファンドは、投資運用会社の裁量により、証券貸付、レポ取引、トータル・リターン・スワップ（TRS）および差金決済取引（CFD）を含む証券金融取引（SFT）を利用する（それぞれの投資目的および方針に従う。）。

（中略）

ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドは、投資運用会社の裁量により、流動性管理目的および許容された投資目的の両方のために適格なリバース・レポ契約に投資する。MMFR第15条に従い、リバース・レポ契約の一貫として受領した資産は、一発行者に対する最大エクスポージャーをMMFの純資産価額の15%として、効率的に分散投資されるものとする。ただし、当該資産がMMFR第17条第7項の要件を満たすマネー・マーケット商品の形をとる場合を除く。

（中略）

サブ・ファンドの証券貸付オン・ローン比率は、様々な有価証券、セクターまたは資産クラスに対する借入需要の変動によって、時期により異なり得る。時間の経過に伴い市場力学は変化することから、事前に正確に予測できない需要が生じ、また、サブ・ファンドと証券貸付取引を行う市場の参加者の需要を予測し、これに肯定的に應えるため、下表に記載の許容される最大値に関して最大限の柔軟性が必要となる。かかる最大値は、地域の税規制に従い当該サブ・ファンドにより貸付可能な割合として、時により市場が必要とする原資産の借入需要についてのブラックロックの分析に基づき設定されている。ある種類の有価証券に対する借入需要があるが、サブ・ファンドにおいて貸し付けることのできる当該種類の有価証券を十分に保有していない場合、その需要は、同じ投資ユニバースを持つ別のサブ・ファンドにより充足される。したがって、類似するファンドにおける利用率の相違は、その規模に応じて、幅広いファンドにまたがり観察される。ほとんどの場合許容される最大値に達することは想定されていないが、投資運用会社は、最大値を過度に低く設定することより投資者が追加収益から利益を得ることを妨げたくないと考えている。下表に記載される純資産価額の予想値は、過去のデータに基づくものであり、将来に起こるであろう証券貸付の予想範囲を示す。ただし、過去の実績は将来の運用成績を保証するものではなく、過去の実績のみを、商品または戦略を選ぶ際に考慮する唯一の要素とすべきではない。あるサブ・ファンドの証券貸付の対象となる純資産価額の予想値は、市場需要が変動することから、特定の数値ではなく幅を持った数値となることがある。市場の需要は、正確な予測が不可能であり、不変のものではなく、かつ、以下のとおり市況に大きく影響されるとされている。

（中略）

SFTの対象となるサブ・ファンドの資産の割合

以下の表には、投資運用会社の裁量により設定された、SFTに規定されている証券金融取引の対象となり得るサブ・ファンドの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。投資者は、サブ・ファンドが証券貸付の最大値を制限することによって、需要が当該最大値を超えた場合に、証券貸付によるサブ・ファンドの潜在的な収益が減少することがあることに留意する必要がある。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これに限定されない。）により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

（中略）

*** 投資運用会社は、最大値を厳格な上限とする意向である。当該最大値は過去の実績に基づくものであり、過去の実績は将来の結果を保証するものではない。この点において、本別紙の「市況」の項に記載される条件の上昇傾向が急激かつ予測不可能に変動した場合、一時的に当該最大値を超過することがある。

<訂正後>

総論

サブ・ファンドの投資目的の達成を促進するため、および／または効率的なポートフォリオ運用の一環として、サブ・ファンドは、投資顧問会社の裁量により、証券貸付、レポ取引、トータル・リターン・スワップ（TRS）および差金決済取引（CFD）を含む証券金融取引（SFT）を利用する（それぞれの投資目的および方針に従う。）。

（中略）

ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドは、投資顧問会社の裁量により、流動性管理目的および許容された投資目的の両方のために適格なリバース・レポ契約に投資する。MMFR第15条に従い、リバース・レポ契約の一貫として受領した資産は、一発行者に対する最大エクスポージャーをMMFの純資産価額の15%として、効率的に分散投資されるものとする。ただし、当該資産がMMFR第17条第7項の要件を満たすマネー・マーケット商品の形をとる場合を除く。

（中略）

一サブ・ファンドの証券貸付オン・ローン比率は、様々な有価証券、セクターまたは資産クラスに対する借入需要の変動によって、時期により異なり得る。時間の経過に伴い市場力学は変化することから、事前に正確に予測できない需要が生じ、また、サブ・ファンドと証券貸付取引を行う市場の参加者の需要を予測し、これに肯定的に応えるため、下表に記載の許容される最大値に関して最大限の柔軟性が必要となる。かかる最大値は、地域の税規制に従い当該サブ・ファンドにより貸付可能な割合として、時により市場が必要とする原資産の借入需要についてのブラックロックの分析に基づき設定されている。ある種類の有価証券に対する借入需要があるが、サブ・ファンドにおいて貸し付けることのできる当該種類の有価証券を十分に保有していない場合、その需要は、同じ投資ユニバースを持つ別のサブ・ファンドにより充足される。したがって、類似するファンドにおける利用率の相違は、その規模に応じて、幅広いファンドにまたがり観察される。ほとんどの場合許容される最大値に達することは想定されていないが、投資顧問会社は、最大値を過度に低く設定することより投資者が追加収益から利益を得ることを妨げたくないと考えている。

下表に記載される純資産価額の予想値は、過去のデータに基づくものであり、将来に起こるであろう証券貸付の予想範囲を示す。ただし、過去の実績は将来の運用成績を保証するものではなく、過去の実績のみを、商品または戦略を選ぶ際に考慮する唯一の要素とすべきではない。あるサブ・ファンドの証券貸付の対象となる純資産価額の予想値は、市場需要が変動することから、特定の数値ではなく幅を持った数値となることがある。市場の需要は、正確な予測が不可能であり、不変のものではなく、かつ、以下のとおり市況に大きく影響されるとされている。

（中略）

SFTの対象となるサブ・ファンドの資産の割合

以下の表には、投資顧問会社の裁量により設定された、SFTに規定されている証券金融取引の対象となり得るサブ・ファンドの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。投資者は、サブ・ファンドが証券貸付の最大値を制限することによって、需要が当該最大値を超えた場合に、証券貸付によるサブ・ファンドの潜在的な収益が減少することがあることに留意する必要がある。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これに限定されない。）により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

（中略）

*** 投資顧問会社は、最大値を厳格な上限とする意向である。当該最大値は過去の実績に基づくものであり、過去の実績は将来の結果を保証するものではない。この点において、本別紙の「市況」の項に記載される条件の上昇傾向が急激かつ予測不可能に変動した場合、一時的に当該最大値を超過することがある。